

基本政策小委員会の運営について

令和 2 年 8 月 4 日
文化審議会著作権分科会
基本政策小委員会決定

「小委員会の設置について（令和 2 年 6 月 26 日文化審議会著作権分科会決定）」の 4 に基づき、本小委員会の運営に係る留意事項を以下のとおり定める。

1. 本小委員会は、著作者等の「権利の保護」と著作物等の「公正な利用」のバランスに留意しつつ、著作権関連の基本政策の在り方を大局的な観点から議論する場として設置されたものであり、各委員は、個々の立場・利害関係を離れて、専門的知見に基づく議論を行うこと。
2. 関係者間の意見の相違が大きく、特に慎重な検討が必要となる個別課題については、研究者・弁護士により構成される中立的なワーキングチーム（以下単に「ワーキングチーム」という。）を設置し、関係者からのヒアリング等を丁寧に行いながら、議論を進めること。
ワーキングチームにおける議論の結果、ワーキングチームとしてのとりまとめが行われた場合には、その内容を十分に尊重しつつ、本小委員会における議論・とりまとめを行うこと。

(以上)